

# 所得税の電子申告（e-Tax）のお知らせ

## ●電子証明書の取得はお早めに！！

電子証明書は、住民が安心してインターネットを通じて国や地方の行政機関が行う電子申告・申請等の行政サービスを受けるために利用するものです。

[ホームページからカンタン申告 \(http://www.e-tax.nta.go.jp\)](http://www.e-tax.nta.go.jp)

※国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。

## 手順

### STEP 1

役場住民課窓口において、住民基本台帳カード（500円）及び電子証明書（500円）を取得してください。（ご本人が、運転免許証、またはパスポートを持参し、交付申請してください。）  
※ICカードリーダーライターをご用意ください。

### STEP 2

**開始届出書**を納税地を所轄する税務署（小牧税務署）に提出してください。税務署から利用者識別番号及び仮暗証番号の記載された通知書が送付されます。なお、国税庁ホームページからでもオンラインで提出ができ、利用者識別番号等が即時発行（通知）されます。

### STEP 3

e-Taxの**初期登録（仮暗証番号の変更及び電子証明書の登録）**を行ってください。

### STEP 4

これでインターネットを利用したe-Taxでの申告等ができます。  
（e-Taxでの申告は、平成21年1月5日からできます。）

## e-Taxで申告すると・・・

### ① 最高5,000円の税額控除

本人の電子署名及び電子証明書を付して平成20年分の所得税の確定申告を平成21年3月16日（月）までにe-Taxで行うと、最高5,000円の所得税の税額控除を受けることができます（平成19年分の確定申告でこの控除の適用を受けた場合を除きます。）。

### ② 添付書類の提出が不要

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、記載内容を入力して送信することで、その書類の提出を省略できます（確定申告期限から3年間、添付書類の提出又は提示を求められることがあります）。

### ③ 還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています（3週間程度に短縮）。

### ④ 申告会場での長時間待ち解消

申告会場に行かなくても、自宅で申告ができ、長時間お待ちいただく必要がありません。

▼問合せ 税務課 町民税グループ 内線266・267